

令和6年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

令和6年度健康づくり啓発事業委託業務

(2) 業務の目的

高知県では、全国に比べて働きざかり世代の男性の死亡率が高く、死亡原因の約6割を、がん、脳卒中、心疾患等の生活習慣病が占めます。その改善を目指し、県民の健康意識のさらなる向上と、よりよい生活習慣の定着に向け、いつもの暮らしに無理なく取り入れられる小さなチャレンジ「高知家健康チャレンジ」により、健康づくり総合啓発を実施します。

① 2つの重点テーマの普及啓発

○高血糖予防と適正体重の維持

- ・男性の死亡率の改善のためには、脳卒中、心疾患等の生活習慣病予防が不可欠です。その一つとして、糖尿病、高血糖に至ることを予防する必要があります。
- ・高知県が大阪大学に委託して実施した分析によると、糖尿病の発症と20歳からの10kg以上の体重増加に関連が見られました。
- ・高知県男性のBMI（身長と体重によって「肥満」や「やせ」を判断）の平均値は全国で一番高く、その平均値は肥満と判定される25を超えています。
- ・若い頃から適正体重を維持することが、糖尿病をはじめとする生活習慣病のリスクを低減し、元気で長生きすること（健康寿命）につながることを県民に認知・理解してもらうとともに、体重の日常的な測定・記録の習慣がその第一歩であることを普及啓発します。

○高血圧予防

- ・脳卒中、心疾患の発症に高血圧が関連していることは浸透しつつあります。
- ・減塩等の食生活の改善とともに、家庭血圧の日常的な測定・記録による現状把握が予防の第一歩であることを普及啓発します。

② 5つの分野の普及啓発

上記2つの重点テーマにおける具体的な動作指示である5つの分野「減塩」「野菜摂取」「運動」「節酒」「禁煙」が生活習慣病の発症リスク低減につながることを県民に認知・理解してもらうことを目的に普及啓発することとします。

(3) 業務内容

別添「令和6年度健康づくり啓発事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 見積限度額

消費税額及び地方消費税額を含む9,023千円を上限とします。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するた

め、「令和6年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

別添の「令和6年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」により定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県内に本店もしくは支店等の営業所があること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

8 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意すること。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。
なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出すること。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定し、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

9 説明会

日程：令和6年4月22日（月）11:00～12:00

場所：保健衛生総合庁舎 5階 会議室（高知市丸ノ内2丁目4番1号）

出席者数：会場の都合により、1参加者当たり2名までの参加とします。

参加申込：参加を希望する事業者は、令和6年4月19日（金）12:00までに、「17 問い合わせ先」記載の問い合わせ先まで、別紙1により電子メールで申し込むこととする。

10 質疑と回答

説明会を除き、質疑事項は別紙2により電子メールで受付します。電話により着信を確認してください。質疑事項を受け付けた場合は、その質疑事項と回答の内容を県保健政策課のホームページに掲載します。

受付期限 令和6年4月25日（木）17:00まで

11 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書（別紙3）及び法人概要書（別紙4）に資格要件の確認書類を添えて申し込むこととします。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及びすべての共同提案者が②～④の書類を提出することとします。

（1）提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙3）
- ②法人概要書（別紙4）
- ③法人の都道府県税の納税証明書
- ④法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限りです。）

（2）提出期限等

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限りです。）

②提出期限

令和6年5月7日（火）17時（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部保健政策課 担当者：横山、菊地

TEL：088-823-9675 FAX：088-823-9137

（3）資格要件の確認

高知県健康政策部保健政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認結果を令和6年5月10日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（4）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった

旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

12 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

13 審査

別途定める「令和6年度健康づくり啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

14 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、高知県情報公開条例に準じて対処するものとします。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

15 日程（予定）

令和6年4月19日（金）	説明会参加申込期限（12時締切）
4月22日（月）	説明会開催（11時から12時まで）
4月25日（木）	質疑書の提出期限（17時締切）
5月7日（火）	参加申込書の提出期限（17時締切）
5月20日（月）	企画提案書の提出期限（12時締切）
5月24日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）
5月27日（月）	審査結果通知

16 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- （3）提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出することとする。開示・非開示の判断は、提出された別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

17 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階

高知県健康政策部保健政策課

担当者：横山、菊地

TEL：088-823-9675 FAX：088-823-9137

E-mail：131601@ken.pref.kochi.lg.jp

18 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

19 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。